

更 正 決 定

山口県岩国市今津町2丁目17-16

控 訴 人 井 原 勝 介

山口県岩国市今津町1丁目14-51

被 控 訴 人 岩 国 市

同代表者兼処分行政庁 岩国市長 福田良彦

同訴訟代理人弁護士 奥 憲 治

上記当事者間の当庁令和2年（行コ）第12号公文書非開示決定処分取消請求控訴事件について、当裁判所が令和3年1月28日にした判決に明白な誤りがあるので、申立てにより、次のとおり決定する。

主 文

上記判決の6頁16行目に「本件情報が同号所定の非開示情報に該当する旨の控訴人の主張」とあるのを「本件情報が同号所定の非開示情報に該当しない旨の控訴人の主張」と更正する。

令和3年2月16日

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 横 溝 邦 彦

裁判官 鈴 木 雄 輔

裁判官 沖 本 尚 紀